

## 2 9 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

### 【内容】

- (1) 子どもと向き合う時間の確保や学習支援が真に必要な児童生徒への支援などのため、36人以上学級の解消を始めとした少人数教育の推進や、個別の教育課題に対応する教員配置のさらなる充実を図るとともに、安定的に教職員の採用及び配置が行えるよう、中長期的な新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、その実現を図ること。
- (2) いじめ事案の早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラーの設置に係る財政措置の充実を図ること。また、いじめ防止対策推進法を推進するために必要な財政措置を確実に講じること。
- (3) 教育における地方分権を進めるため、任命権が付与されている政令指定都市について、給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を移譲することにより権限を一元化し、政令指定都市が自主的、主体的な教育行政を展開できるように制度の見直しを行うこと。

### (背景)

本県においては、少人数指導加配定数の活用や県単独定数により、小学校第2学年及び中学校第1学年で35人学級を実施しているところであるが、地方財政は厳しく、これ以上拡大することは困難な状況にある。また、いじめ問題への対応、特別支援教育の充実、へき地教育の振興、養護教諭の役割の高まりへの対応、栄養教諭を中核とした食育の推進など、今日的な教育課題に対応するためには、中長期的な教職員定数改善計画が早期に策定、実現されることが必要である。

本県では、平成6年に西尾市でいじめによる自殺が発生して以来、二度とこのような事態を起こしてはならないという意識で取組を進めている。特にスクールカウンセラーについては全ての公立中学校に設置するとともに、小学校や高等学校への設置を順次拡大しており、財政措置の充実が必要である。

いじめ問題については、学校や市町村教育委員会だけでは解決の難しい深刻な事案も起こっており、児童生徒の生命や身体の安全が脅かされるいじめやインターネットを通じて行われるいじめなどに対応する施策を推進するため、「いじめ防止対策推進法」が本年6月21日に成立したところである。

平成25年3月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」の中で、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担、定数の決定及び学級編制基準の決定については、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲することとされた。

( 参 考 )

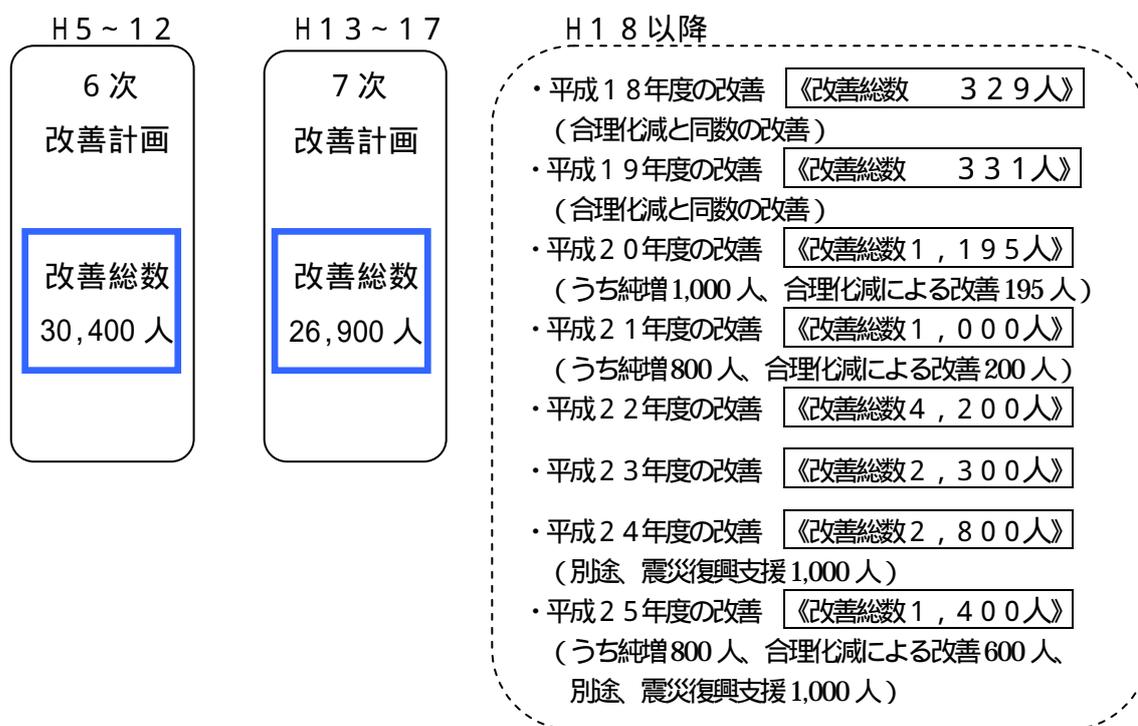
少人数学級（35人編制）の実施状況【本県】

年 度	実施学年	市町村数	増加学級数	該当校数
16	小学校第1学年	29市25町村	243学級	243校
17		32市18町村	264学級	264校
18		35市18町村	278学級	278校
19		35市14町村	262学級	262校
20	小学校第1・2学年	35市20町村	534学級	424校
21	小学校第1・2学年 中学校第1学年	35市21町村	736学級	631校
22		37市16町村	735学級	636校
23		37市14町村	757学級	659校
24		38市11町村	729学級	634校
25		38市12町村	724学級	629校

平成23年度から、小学校第1学年の35人学級が去制度化された。

小学校2学年及び中学校第1学年の35人学級は、研究指定校として1学級増につき教員1人を加配。

国の教職員定数改善計画の状況



スクールカウンセラーの配置の推移

(単位：校)

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
中学校	50	80	130	180	237	302	304	303	303	303	304	304	307
内	継続	26	50	80	130	180	237	302	303	303	303	304	304
	新規	24	30	50	50	57	65	2	0	0	1	0	3
小学校	-	-	-	-	-	-	70	70	70	144	161	173	181
高等学校	21	21	21	21	21	21	21	21	21	23	30	30	30

小・中学校は市町村立（名古屋市立を除く）、高等学校は県立